

労働政策フォーラム
「アンダークラス化する若年女性
～ 支援の現場から」

日時: 2014年6月21日

会場: JA共済カンファレンスホール

基調講演

女性の貧困とアンダークラス化は
なぜ進むのか

宮本みち子

「アンダークラス化」とは？

歴史的には1980年代以降のアメリカの大都市で「脱産業化」という時代の状況下で、製造業の縮小、慢性的に失業や半失業の状態に置かれる人が増加

この人たちに対し、「階級外の階級」、つまり「労働者階級に属さない人々」という用語を当てるようになった。

アメリカの場合は、いわゆるゲットーとされるような、一定の空間の中に集積していく現象

深刻な貧困や母子世帯の増加、暴力や犯罪にさらされる人々の増加

その背景に新自由主義的な政策への転換、コミュニティの弱体化があった

イギリスに渡り、多くの議論を生む。欧州大陸でも議論

日本の女性の三層構造

ひとり親(とくに母子)家庭における貧困の再生産

→ 子ども世代のアンダークラス化

→ とくに若年母子における貧困の再生産へ
予備軍の状態・・・結婚や子どもをもった時点で
貧困・暴力・離婚に遭遇する

アンダークラス化の予備群ではあるがまだ
その段階ではない: 背景に女性の低賃金構造
自立の道筋がみえない、いわゆる“普通の女の子
・女性たち”の潜在的リスク

若者の貧困、特に若年女性の貧困は見えにくい

独立生計を営むという位置づけが、個人レベルでも社会レベルでも低い

暗黙の前提：扶養すべき家族がない。いざというときは親または配偶者という後ろ盾がいるという想定

男女ともに多くの若者は親と同居している

とくに女性は同居している。＝“こづかい”としての収入

若い女性の収入は、結婚のための蓄えという位置づけ

……非正規雇用女性が増加するとより一層、この傾向が強まる

→ **困窮の先送り**

ところが、その後「結婚をしない」、「結婚しても夫の扶養に頼れない」、「子どもを自力で扶養しなければならない」、「親を扶養しなければならない」女性の増加

若者の就労問題というとな性をイメージするのはなぜか？

「男は働いて一人前」という規範の圧力が働くため、就労が意識されやすい。若者就労支援機関の来所者の多くは男性

その理由は、本人も親も働けていないことへの否定的な評価が強くあるから

女性の生計維持者はどうなる？

「結婚という安全ネット」では救済されない女性が増加
離婚の増加、パートナーからの暴力、男性の貧困化：
それにもにもかかわらず自立できる経済力を持つ
女性がわずかにとどまっていることが女性の貧困化を
深刻にしている

親や夫という後ろ盾のない女性生計維持者が低賃金
非正規労働者の状態を続けなければならない
子どものいる女性の場合にもっとも問題が集中
親子ともに貧困にさらされる → 貧困の再生産という
悪循環が始まる

母子世帯の平均所得金額

	母子世帯	全世帯	高齢者世帯
平均所得			
一世帯当たり	211.9万円	563.8万円	301.9万円
一人当たり	81.3万円	205.9万円	189.0万円

資料出所『平成20年度版 母子家庭の母の就業支援に関する
施策の実施の状況報告』

暮らし向きについての意識

	母子家庭	全世帯	高齢者世帯
大変苦しい	48.8%	22.8%	21.1%
やや苦しい	40.7%	33.5%	34.8%

資料出所『平成20年度版 母子家庭の母の就業支援に関する
施策の実施の状況報告』

女性労働の非正規化

1985年の均等法以後に増えた働く女性の
3分の2は、非正規労働に流れ込んだ
働く女性の5割が非正規雇用
女性パートの賃金は男性正社員の40%台
週40時間働いても年収200万円程度しか
稼げない

男女雇用機会均等法と女性の貧困化

男女雇用機会均等法: 平等を求めるなら男性並みに働くべき
= “妻つきの男性”モデル

男並みの仕事を選ぶか、主婦・派遣・パートになるかの択一を迫られることに

労基法36条の規定は、労使協定があれば事実上「青天井」の残業が可能
男性にそれができたのは主婦が確保されているから
しかも、妻の低賃金を補って「妻子を扶養する」ために働くことが男性の責務

欧州では男女平等を進める過程で、男女双方の労働時間規制を強め、
両立モデルを働き方の標準モデルにして女性の経済力を高めた

➡ 超低出生水準から脱出

「85年は女性の貧困元年」

女性の貧困を深刻化した3点セット

1985年の男女雇用機会均等法
第3号被保険者制度
労働者派遣法

岩手大学 藤原千沙氏

貧困化する若年女性の中核は？

母子世帯の学歴はふたり親世帯の学歴より低い。
中卒は同世代女性の約3-4倍

母子世帯の貧困や諸困難の背景に低学歴という
問題がある

学歴が低いほど就業率が低く、正規雇用率が低い

非婚(未婚)世帯は中卒割合が22.5%。

同世代女性の6倍強で、増加傾向

勤労収入の水準が低い

学歴が低いほど親や親族から援助を受けていない

母子世帯の母の就労率は学歴で異なる

大卒女性：仕事を探せば比較的就労機会はある

中卒女性：母子世帯になると就業率はむしろ低下 = 就業に向けた積極的な支援が必要だが、学歴が低いほど就業機会は制限されている

個別的支援や個人的努力では低学歴女性層の就業問題は解決しない

藤原千沙「母子世帯の貧困と学歴」現代思想2012年11月号

OECD加盟国の若者の実態から

26カ国の15, 6歳～24歳のニート比率(失業者および不就業者)

失業リスクが高い集団

置き去り層: 中退、移民マイノリティ、貧困地域、農村部、過疎地
労働市場への統合が不完全な新規参入者:

安定した技能を有していない: 短期雇用、失業、無業を繰り返す

置き去り層に関しては、早期介入が必要

- 1) 就学前教育
- 2) 義務教育における学力
- 3) 後期中等教育を修了することを支援すること

なぜ後期中等教育の修了が必要なのか?

職を確保するのに必要

これ以後の就業に際して、または離職に際して、学習できるための
最低限の要件

出所: OECD 2011, *Off to a Good Start? Jobs for Youth*

貧困の再生産：“底辺校”の実態から

母子家庭が多い＝女性の貧困化は、貧困の再生産につながり、
子どものアンダークラス化をもたらす

在学中から卒業後も継続してアルバイトを続ける。その後の安定した就職は無理。
就職活動するエネルギーがない。将来に対する夢や希望がないため、
就職で頑張るだけのエネルギーがない。働くことで未来を開くという意欲がない。
生き方のモデルが周囲にない。

家事の担い手とされてしまう。そのことに存在価値を見出している。
家族から逃げ出しても先が開かれるという展望がない限りはひどい家族のもとに
とどまらざるをえない。

母親が連れ込んだ男性が、母親と娘を金と性で支配・搾取している実態。

家族関係で傷ついていて、彼氏ができればただちにそちらに逃げたい。

まもなく妊娠、その後の生活苦・暴力・離婚。

アルバイトの場でも「女の子」という扱われ方。依存の習慣があるため「御しやすい」とみられている。

就職は、男性は土木作業、車関係、女性はサービス業（風俗を含む）。

子どもと女はさまざまな暴力のターゲット。

「自立した女性」というロールモデルがない。

“働いて自立していく”という ライフコースが見えない現実

ある教師の談話

「この学校は女子生徒が多いので、就職指導をしてもなかなか盛り上がらない」

女子生徒なので、やはり逃げ道があると思っていて、なかなか就職する気持ちにならない。高校としては、それを放っておくというわけではないけれど、結果的に盛り上がらないまま生徒を卒業させている結果になっている。

卒業後に女子生徒が、どういう人生を歩むのかを考えると、高校は女子生徒が多ければ多いほど、盛り上がるような指導が必要

貧困化する男性の目に映る女性像

余りにも仕事がない。つまり、男というだけで死ぬほどの重労働を強いる企業が多すぎ。だから誰も定着しない。「男には厳しく女には優しく」という価値観(まちがった考えだ!)がますます強まり、誰でもできる仕事はみな女性がまかない、男はできもしない荒い仕事しか残っていないからである。最近の流行歌を聞くべし。女性は愛されるだけのいたれりつくせり、男は命がけで働く守る奴隷のごとく。(中略)残っているのは工場で体を壊すか、いじめ地獄か体力不足でクビ。(愛知県男性50から59歳)

『生活保護での就労に関するアンケート』

(賃金と社会保障 No.1563, 2012年6月上旬号)

**安定した生活基盤をもつことのできない男女を
生み、子どもの生育環境を破壊し、貧困
化をすすめる**

貧困化する女性群の対極に貧困化する男性群

家族形成が困難な人々の増加

「多様化する家族」という現象の負の側面

**安定した生活基盤をもつことのできない男女を生み、子
どもの生育環境を破壊し、貧困化をすすめる**

男性の雇用を安定させれば女性は救われる
という方向性は現実的ではない

男性も女性も自立できる仕事と所得があって
こそ、結婚・離婚・非婚のいづれでもやってい
かれる

男性の一人働きで妻子を養うことが目指す
べき方向とは思えないし現実的でもない

女性のアンダークラス化を 抑止するためには

人生前半期の社会保障制度の強化
女性の経済力の強化
とくに産む性である女性への取組を強化すること

貧困家庭に育つ子どもの救済が必要
女子の場合は、早婚・早期出産・母子家庭の貧困へとつながらない
取り組み
低学歴女性を生み出さないための教育支援・生活支援
子どもをもつ母親への支援

「子どもの貧困対策法」

公的扶助だけでなく、住宅、就労支援、保育サービス、保健医療、学習支援など、現物サービスの補強が必要